

令和3年度 第一回「はなみずきの会」講演会 報告

1. 日時 令和3年11月17日(水) 9:30~11:00
2. 場所 多目的室
3. 日程 9:30 講演会
10:30 質疑応答
11:00 閉会
4. 講演内容 講師 社会福祉士 (ばあとなあ香川) 滝口明子氏
演題 「成年後見制度の概要について」
5. 参加者 本校の保護者 17名 卒業生その他 4名 教職員 3名

6. 感想(講演後のアンケート)

- ・制度を利用するためには、家庭裁判所への申し立てが必要など知りませんでした。
- ・今回の講演会で制度を知ることができて不安が和らぎました。
- ・相談会や冊子等を活用して勉強しようと思いました。
- ・必要になった時のために知っているだけでも安心できました。
- ・知らなかった制度についてわかりやすく講演いただきありがとうございました。
- ・先生が担当している方の事例をもっと聞きたかったです。

7. 質問(講演後のアンケート)と回答

Q. 代理行為を減らしたり増やしたりする判断は、誰がするのでしょうか？(本人が難しい場合)
また、増減するときの手続きとして、鑑定料など支払いが発生するのでしょうか？

A. 保佐や補助の類型では代理権の項目については、本人の同意が必要です。どうしても必要な代理権の項目について本人の同意が得られない場合、つまりその判断が行えない場合は類型を後見に変更する場合も考えられます。(後見にはすべての代理権が付与されている為)
類型の変更については最初の申立と同じく4親等内の親族等に追加して保佐人、補助人も可能です。新規の申立と同じ手順で類型についての審査が行われます。

代理権の増減については申立料は基本的に申立人もしくは本人の負担となります。申立人の費用負担とするケースが多いですが、家庭裁判所から費用負担について財産状況等から本人が負担するよう指示がある場合もあります。代理権増減の際の申立では、鑑定料は不要と思われます。

Q. 後見人を一度解任した場合、再び後見人制度を利用することはできるのでしょうか？

A. 解任が考えられるのは①被後見人の状況が改善した②後見人に何らかの問題があったもしくは発生した2つの可能性があります。

① の場合は、何らかの原因で再度判断能力が低下し、成年後見人制度の利用が必要となれば、再度成年後見人の申立を行うことで制度の利用は可能です。

② の場合は被後見人が制度を必要とする状況は変わりませんので、解任後家庭裁判所が新たな後見人を選任します。したがって制度は継続して利用していくこととなります。

8. 「はなみずきの会」についてのご意見やご要望などもいただきました。

- ・色々なことをしてほしいです。長く続くことを祈ってます。
- ・普段交流のない方たちとも相談、交流できる場ができてうれしく思います。
- ・先輩保護者の方のお話を聞くことができればいいなと思います。
- ・卒後、どのようなことで親子で困ったりするのか不安でしょうがありませんでした。
はなみずきの会があるとプリントをもらい安心しました。
- ・子どもの将来が不安です。はなみずきの会を立ち上げていただきありがとうございます。
- ・卒後の生活など卒業生の人と話してみたいです。
- ・卒業した人達の今の状況、経験等いろいろな事を聞いてみたいです。交流会みたいなものをお願いします。
- ・年金や後見人の申請をした方のお話を楽しみにしています。
- ・福祉の手続きの勉強会をしてほしいです。
- ・どんどんつないで、つむいでいってほしいです。是非、今後も参加したいと思います。
- ・養護学校を卒業後、事業所、施設入所など将来のことが知りたいです。

たくさんのご意見、ご要望をいただきありがとうございました。

今後の活動の参考にさせていただきます。

皆さんのご要望に応えられるよう勉強会・交流会・講演会を企画していきたいと思います。

卒業生の保護者の方々、在籍したことのある保護者の方々、また体験登校の経験がある方々

「はなみずきの会」は皆さんの参加を心よりお待ちしております。

笑顔あり涙あり時々怒りありの本校独自の形の家族会です。

講演会の冒頭、桑島校長先生より「はなみずきの会」発足のお祝いの言葉をいただきました。

はなみずきの花言葉は、「永続性」や「私の想いを受けてください」の意味があります。

本校を卒業した後も、在校生の保護者との輪をつないでそしてつむいでいってくださいと。

桑島校長先生のあたたかい想いが伝わってきて、「はなみずきの会」が長く続きますようにと心から願いました。

すべては子供たちの笑顔のために。たくさんの輪がつながりますように。